

# オフィシャルサポーター会員規約

## (目的)

第1条 本規約は冷凍食品 PR 連盟株式会社（以下「当連盟」という）が認定するオフィシャルサポーター会員に対する規約として定めたものです。

## (本規約の範囲)

第2条 本規約は当連盟に入会した方が、会員として行う一切の行為に適用します。

## (会員)

第3条 当連盟の会員は次の2種とし、当連盟の理念に賛同し本規約を承諾した方を条件とします。

- (1) ゴールドオフィシャルサポーター
- (2) シルバーオフィシャルサポーター

## (会員及び年会費)

第4条 会員になるためには当連盟の理念に賛同し本規約を承諾した方を条件とします。また、年会費は

- (1) ゴールドオフィシャルサポーターは年30万円（税抜）とし、初年度は月割で計算するものとします。
- (2) シルバーオフィシャルサポーターは年5万円（税抜）とし、期中での入会であっても金額に変更はありません。また、両サポーターとも2年目以降は毎年9月に年会費をお支払いいただくこととします。

## (入会申込)

第5条 当連盟に入会を希望する方は、当連盟のウェブサイトの入会申込サイトの手順に従って入会申込を行います。

## (入会審査)

第6条 入会申込があった場合は、当連盟は入会審査を実施し、そのうえで入会を承認するか否かを決定します。また、入会審査基準及び入会を拒否された場合の内容、理由等について当連盟は公表いたしません。

## (会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、前条により支払った年会費の対象期間とし、10月1日から翌年の9月末までとします。

## (会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失します。

- (1) 退会した場合
- (2) 除名された場合
- (3) 会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (4) 当連盟が解散した場合

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当連盟への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第9条 会員は、当連盟に対し退会の申し出をすることにより退会することができます。但し、1ヶ月以上前に当連盟に対し予告するものとします。ただし、会費の返還はいたしません。

(除名)

第10条 当連盟は会員が次の各号のいずれかに該当し、相当であると認めた場合、会員を事前予告なく除名することができます。

(1) 当連盟および当連盟関係者の名誉を棄損、または当連盟からの口頭または書面通知を問わず助言、指示、指導、警告等のいずれかに反する行為、あるいは当連盟の目的に反する行為があった場合

(2) 会員としての品格を損なう行為があった場合

(3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合

(4) 当連盟が扱う商品の知的所有権を侵害した場合

(5) 当連盟が扱う作品を自身の作品として販売・転売した場合

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとします。

(変更の届出)

第11条 会員は、その名称、住所、または連絡先等、当連盟への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行うものとします。

2 当連盟は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

(会員の権利)

第12条 会員は次に定める権利をそれぞれ有するものとします。

(1) ゴールドオフィシャルサポーター

①連盟のホームページに広告バナーを掲載(任意)

②連盟のホームページのサポーターページにロゴおよびリンクを掲載(任意)

③冷凍食品関連企業PR部交流会への参加権利(連盟の活動に対して助言・要望が可能)

④連盟主催のオンラインセミナーの特別価格受講(人数および回数制限なし)

⑤冷凍食品に関するメルマガ配信

⑥連盟主催のイベント・交流会への参加権利

(2) シルバーオフィシャルサポーター

①連盟のホームページのサポーターページにロゴおよびリンクを掲載(任意)

②連盟主催のオンラインセミナーの特別価格受講(各回1名までの制限)

③冷凍食品に関するメルマガ配信

④連盟主催のイベント・交流会への参加権利

(会員の義務)

第13条 会員は、本規約で定めるものの他、次の義務を負うものとします。

(1) 他各種法令や基準等を厳守すること

(2) 第4条に掲げる各会員の年会費の支払い

(禁止事項)

第14条 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
- (2) 当連盟、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当連盟が判断する行為。
- (3) 他の会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当連盟が判断する行為。
- (4) 他の会員への勧誘行為や営業行為など迷惑を掛ける恐れがあると当連盟が判断する行為。

(損害賠償)

第15条 会員は当連盟、または他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、当連盟が請求するその損害の全てを直ちに賠償しなければなりません。

(本規約の追加・変更)

第16条 当連盟は、必要に応じて本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

(反社会的勢力の排除)

第17条 会員は、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業または団体、総会屋、その他の適用を受ける法令等に定める者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、ならびに、反社会的勢力を利用または反社会的勢力と連携しての行為または活動に関与していないことを本規約をもって表明保証するものとします。

2 当連盟は会員が以下の各号に該当する場合、相手方に通知することなく会員の権利を停止します。

- (1) 前項の表明保証にかかる事実が真実と異なっていたことが判明したとき。
- (2) 会員が当機構に入会後に後反社会的勢力となったことが判明したとき。
- (3) 報道等の結果、会員が反社会的勢力である懸念が生じ、かつ、会員関係を継続することが法令、自らの社内規定または自らと第三者の間の契約条項に違反し、もしくは業務遂行に重大な支障を生じるとき。
- (4) 会員が反社会的勢力とともにまたはこれを利用して、以下の各号に該当する行為を行ったとき。
  - (a) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
  - (b) 会員の関係者が反社会的勢力であることを伝えた場合
  - (c) 信用や名誉を毀損するおそれがある行為をした場合
  - (d) 業務を妨害した場合
  - (e) その他法令違反行為に関与した場合

3 前項のいずれかの事由に基づき会員の権利を停止した場合により相手方に生じたいかなる損害の賠償義務も負いません。

4 本条項に違反して会員権を停止した場合、既に支払われた契約金額を返還する必要はないものとします。

付則

本規約は2024年7月18日からこれを施行する。

冷凍食品PR連盟株式会社